

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の
提出を求める公告

令和 8 年 2 月 2 0 日

岩沼市水道事業管理者
岩沼市長 佐藤 淳一

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

本公告に係る契約締結は、当該契約に係る令和8年度予算が成立し、当該予算が執行可能となることを条件とする。岩沼市議会において、予算案の否決が生じた場合などは、本市の事情により当該契約手続を中止する場合がある。中止とした場合、本市は一切の責任を負わないものとする。

1. 公募の主旨

本件は、岩沼市上下水道事業(岩沼市水道事業及び岩沼市公共下水道事業をいう。)の会計処理において、公営企業会計における予算、決算その他の会計事務処理に対する支援、助言を受けることにより、適切な会計処理及び適正な消費税申告を行うものである。

以下の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の者との随意契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、指名競争入札に移行する予定である。

2. 業務概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 業務名 | 令和8年度 岩沼市上下水道事業公営企業会計支援業務 |
| (2) 業務内容 | ・決算書及び予算書作成に関する指導助言
・その他会計関連書類に関する指導助言
・令和7年度消費税申告書作成の税務代理業務
・消費税及び地方消費税に係る税務相談 |
| (3) 履行期間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |

3. 業務目的

岩沼市上下水道事業の会計処理において、公営企業会計における予算、決算その他の会計事務処理に対する支援、助言を受けることにより、適切な会計処理及び適正な消費税申告を行うため。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 岩沼市から指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった指名競争入札において、指名停止を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。
- ③ 岩沼市入札契約暴力団等排除要綱別表各号に該当する者でないこと。
- ④ 岩沼市契約事務規則(平成31年規則第17号)第4条の規定に基づく令和7・8年度岩沼市競争入札参加資格を有していること。

(2) 事業所の所在地に関する要件

宮城県内に本店又は支店(営業所を含む)を有していること。

(3) 業務履行体制に関する要件

- ① 「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業(総務省・地方公共団体金融機構共同事業)」の登録アドバイザー(公営企業関係)を本業務に配置すること。
- ② 税理士法(昭和26年法律第237号)に規定する税理士の資格を有する者で、税理士法第18条の登録を受けた者を本業務に配置すること。
- ③ 地方公営企業会計に係る制度に精通した専門的知識と経験を有する税理士有資格者を配置すること。

5. 手続等

(1) 担当部課

〒989-2480 宮城県岩沼市桜一丁目6番20号

岩沼市 総務部総務課 契約係

電話:0223-23-0185

(2) 公募説明書の交付期間、場所及び方法

交 付 期 間:令和8年2月20日 から 令和8年3月3日 までの9時から16時まで(岩沼市の休日を定める条例(平成元年条例第36号)に規定する休日を除く。)

場所及び方法:5.(1)にて、配布する。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提 出 期 限:令和8年3月4日 16:00まで

場所及び方法:5.(1)に同じ。持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。
- (3) その他詳細は公募説明書による。